

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年度 第4回

令和7年8月25日(月)開催

1 日 時 令和7年8月25日(月) 13時31分～17時05分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 嵯峨 宏(途中退席) 松本和人

労働者委員 3名中3名出席

後藤正文 曾我章生 新関直人

使用者委員 3名中3名出席

小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金の金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第4回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は臼木部会長にお願いいたします。

○臼木部会長

本日、4回目の専門部会で皆様お忙しいところ、度々お集まりいただき厚く御礼申し上げます。前回まで結審いたしませんでしたので、本日も引き続きということになります。

本日審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」、議題2「その他」となっております。

審議を開始する前に、部会長として情報共有させていただきます。すでに、新聞やテレビ等でご承知の方もいらっしゃると思いますが、先日知事が、最低賃金の上昇に対して、

県単独での支援を検討中であることを表明されました。具体的には、9月の議会に向けて補正予算を検討していらっしゃるそうです。この背景には、この審議会の1回目で国の方でも支援策を検討しているとお話がありましたが、なかなか具体的な内容が見えてこないこと、仮にそれが明らかになったとしても、秋田県の審議が難航している状況を踏まえて、県としても賃金上昇に向けた意向を表明した以上は、何らかの支援策を早急に表明しておく必要があるとのお考えのようです。ただ、検討段階ということで、具体的にどういう条件でいくのかということは報道されていませんで現時点では、この審議に合わせて国の支援とは別の形で県単独で支援を表明していることだけ皆様に情報共有したいと思います。

それでは、審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

○佐藤賃金室長

それでは、私の方から他局の審議状況についてご報告させていただきます。

地域別最低賃金の審議決定状況8月22日時点です。現在28都道府県で答申が行われております。Aランクは、6都府県で答申がなされました。Bランクは、21道県で答申が行われております。Cランクは、以前と変わらず答申があったのは、鳥取のみとなっております。

引き上げ額について大きいところを申し上げますと、鳥取が64円の目安にプラスして73円の引き上げ。島根が63円の目安に対して8円上乗せして71円の引上げ。石川が63円に7円上乗せして70円、福井が63円に6円上乗せして69円、同じく茨城も63円に6円上乗せして69円の引き上げという状況となっております。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、質問等ありませんか。

特にないようですので、それでは、議題1に入ります。秋田県最低賃金の金額審議についてですが、冒頭でも触れましたが、本日も、前回に引き続いての金額審議となります。

これまで、3回の審議を精力的に皆様方のご尽力で行ってきましたが、前回までは、一定の労使双方の金額の歩み寄りは見られましたが、最終的な合意には至りませんで、本日第4回目を向かえております。本日は是非、結審に向けた審議ができればと考えておりますので、労使双方のご協力のほどよろしくお願いします。

さて、本日の審議の進め方ですが、いかがいたしましょうか。

公労・公使でよろしいでしょうか。

○委員多数

はい。

○臼木部会長

それでは、公労・公使で個別協議を先に始めたいと思いますが、前回は労働者側から個別協議を始めましたが、本日はいかがいたしましょうか。ご希望ございますか。

特にないようですので、それでは、前回労働者側からでしたので、本日は、使用者側からはじめたいと思いますが、よろしいですか。

○小野委員

はい。

○臼木部会長

それでは、使用者側から個別協議を始めます。

毎回お話しておりますが、これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項により「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、非公開といたします。

まず、別室で公益委員で打ち合わせをさせていただいた後、使用者側からお呼びいたしますので、しばらくここでお待ちください。

個別会議の場所について、事務局からお知らせ下さい。

○佐藤賃金室長

公労・公使個別会議の別室として、合同庁舎4階秋田労働局会議室を準備しております。傍聴されている皆様は隣の第1会議室で待機をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【 公使会議・公労会議 別紙「議事要旨」 】

○臼木部会長

各側委員の皆様並びに傍聴されている皆様、大変長時間お待たせしました。

それでは、審議を再開します。これまで労使双方からご意見を伺い、本日まで4回にわたって専門部会を開催して審議を慎重に重ねてまいりましたが、残念ながら労使の金額の

合意をみるに至らなかったのが今日の審議の結果です。

ただ、4回の審議を丁寧に重ねてまいったところ、労使双方ともにご意見の相違はなかなか埋めがたいですが、私共公益委員としては、十分に議論が尽くされたのではと考え、そこで、これまでの各側のご意見と、中央の目安答申、さらに各種統計資料等を基に、総合的に判断したうえで、公益委員としての見解をお示しし、採決により本専門部会の結論としたいと思います。いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、「公益委員見解」としてお諮りするために、書面のとりまとめをさせていただきます。そのため、若干お時間をいただきたいと思いますので、大変申し訳ございませんが、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。しばらく休憩とします。

【 中 断 】

○臼木部会長

お待たせいたしました。想定以上に専門部会の時間がかかり、公益代表委員の嵯峨委員が所要のため退席いたしました。

それでは、「公益委員見解」をとりまとめましたので、皆様にご提示いたします。

事務局から全員に配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、公益委員見解を読み上げます。

令和7年度秋田県最低賃金額改定に関する公益委員見解

令和7年8月25日

秋田県最低賃金は、改定の引上げ額を80円(8.41%)とし、時間額1,031円とする。

なお、発効日については、令和8年3月31日とする。

秋田県最低賃金専門部会は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025年改訂版」に配意し、中央最低賃金審議会を示された目安(Cランク64円)を参考にしつつ、労使各側意見、秋田県の地域情勢を勘案し、最低賃金決定の3要素のデータに基づき、慎重に審議を行った。

1 秋田県最低賃金専門部会公益委員見解の理由

(1) 秋田県における最低賃金決定の3要素について

ア 労働者の生計費

令和6年の秋田市消費者物価指数「総合」（2020年＝100）は110.7、前年比2.9%の上昇であり、令和7年6月の前年同月比では2.4%の上昇であった。「持家の帰属家賃を除く総合」は112.2、前年比3.3%の上昇であり、令和7年6月の前年同月比では2.9%の上昇であった。また、令和7年1月から6月の秋田市消費者物価指数「総合」の対前年比は平均3.2%上昇、「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年比は平均3.9%上昇となるなど、昨年に引き続き高い水準となっている。また、10大費目指数の「食料」については、秋田市は令和6年9月から120を超えて推移しており、令和7年1月から6月の秋田市消費者物価指数「食料（生鮮食品を除く）」の対前年比は平均5.4%の上昇、「光熱・水道」は平均7.3%の上昇と高水準となっている。

労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数「食料」「光熱・水道」など、生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を勘案する必要がある。

イ 賃金

秋田県が実施した「賃上げに関する県内企業アンケート調査結果（令和7年5月調査）」（集計企業数106社、企業規模1～29人が22社、30～99人が42社、100人以上が42社）では、平均賃上げ率は、実施済みで3.58%（昨年3.60%）、実施予定で3.33%（昨年3.56%）となっているものの、連合秋田2025春季生活闘争集計（2025年7月25日集計）によると、300人未満の妥結組合数は123、妥結額（加重平均）は12,618円（前年同時期11,091円）、妥結率（加重平均）は5.02%（前年同時期4.45%）と、昨年を上回る高水準となっている。

また、令和7年賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率（Cランク）は3.0%と昨年の2.7%を上回り、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみ対象とした第4表③では賃金上昇率（Cランク）は3.6%となり、これも昨年の3.1%を上回る高水準となっている。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況（2025年7月23日）」基調判断によると、個人消費は「物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。」、公共投資は「緩やかに回復している。」、住宅投資は「弱めの動きとなっている。」、設備投資は「高めの水準ながら増勢は鈍化している。」、生産は「弱めの動きとなっている。」、雇用・所得は「緩やかに改善している。」となっており、県内概況は「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」としている。

同じく日本銀行秋田支店発表の「秋田県内『全国企業短期経済観測調査』結果（2025年6月調査）」では、業況判断DIは全産業で、2024年12月調査では5、2025年3月調査では「最近」7、6月調査では「最近」6と、ほぼ横ばいとなっている。

秋田県の企業倒産件数（データ：㈱東京商工リサーチ）は、令和6年は57件（前年50件）、

負債総額は43億9,200万円(前年89億5,400万円)で、倒産件数は3年連続で増加し直近10年で最多となったものの、負債総額は前年から大幅な減少となった。なお、令和7年7月は倒産件数3件(前年同月2件)と2ヶ月連続で前月比を下回り、負債総額は2億7,900万円(前年同月4,200万円)と令和7年では最小となった。

また、秋田県が実施した「物価高騰等による影響と価格転嫁に関する県内企業アンケート調査結果(令和7年5月調査)」(集計企業数112社、企業規模1～29人が24社、30～99人が44社、100人以上が44社)では、1月調査と比較すると「価格交渉自体に応じて貰えなかった」が8.5%から0.9%と、「価格交渉の申出ができなかった」が6.4%から5.4%へ減少しているが、該当企業は企業規模99人以下の企業のみとなっており、小規模事業場の価格転嫁は十分ではないことがうかがえる。

2 秋田県の地域情勢

令和6年度の有効求人倍率は1.26倍(年平均値)と、前年度(1.32倍)と比較しほぼ横ばいとなっている。また、令和7年6月の秋田県内の雇用情勢は、有効求人倍率1.20倍(前月と同水準 全国は1.22倍)となっており、全国25位(前月28位)、東北では福島、山形に次ぐ3位で一定水準を維持し、引き続き求人が求職を上回って推移している状況である。

総務省発表では、秋田県の令和6年の人口減少率は1.84%と12年連続で全国で最も大きくなっており、令和7年7月1日現在の人口は(秋田県発表 令和2年国勢調査確定値を基準として算出した推計値)は、881,992人と前月に比べ1,147人(0.13%)減少し、前年同月に比べ17,322人(1.93%)減少している。県人口は100万人を割り込んだ平成29年以降、8年余りで10万人以上減少している。

秋田県の人口減少による地域経済の縮小が懸念される中であって、地域間格差による若年者の流出に歯止めをかけ、労働力人口を確保していくことは喫緊の課題である。

3 引上げ額について

本年度の最低賃金改正決定に当たっては、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を最も重視し、最低賃金を引き上げる必要があると考え、労働者の生計費のうちの対前年上昇率、賃金、通常の事業の賃金支払能力を消費者物価指数の対前年上昇率、賃金、通常の事業の賃金支払能力と、秋田県の地域情勢を総合的に勘案し、引上げ額80円(引上げ率8.41%)とし、時間額1,031円とすることが相当であると判断した。

4 発効日について

使用者代表委員からは「ここ数年の大幅な引上げは、事業場最低賃金労働者のみならず、労働者全体の賃金体系に影響を及ぼす事態となっており、引上げまでには相当の準備期間が必要であることから、最短での発効ではなく、適切な時期での指定日発効とすべきである」との意見が出されたところである。公益委員としても、大幅な引上げ額に鑑み、一定の準備期間が必要であると考え、発効日を年度末の令和8年3月31日とする

ことが適当であると判断した。

5 政府等に対する要望

- (1) 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等について、企業がしっかりと活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。
 - (2) 令和7年度の最低賃金の政府方針(「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」令和7年6月13日閣議決定)に明記された「政府の補助金における重点的な支援を行うこと」の支援の具体的な内容、「交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすること」の都道府県の取組を後押しする内容について、できるだけ早期に明確化し、実効性ある賃上げ支援とすることを要望する。
 - (3) 価格転嫁対策については、中小企業庁と業所管省庁との連携体制を早期に構築し、中小企業・小規模事業者や価格転嫁率が低い業種の事業者を中心に、価格転嫁状況の改善を図り、賃上げの原資を確保できるよう、適正な価格転嫁の取組の強化を要望する。
 - (4) 最低賃金が引き上げられたことにより、いわゆる「年収の壁」のため、労働時間の調整等を行い、年収が伸びない、人手不足となるなどの弊害が発生しないよう、賃上げに取り組む事業者への「年収の壁・支援強化パッケージ」の積極的な活用促進を要望する。
-
- 以上です。

○臼木部会長

それでは、ご覧いただいた公益委員見解について採決を行います。

まず、この公益委員見解に賛成の方は、挙手願います。

【 賛成 4 名 】

次に、この公益見解に反対の方は、挙手願います。

【 反対 3 名 】

採決した結果、賛成 4 名、反対 3 名で、賛成が過半数でありましたので、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、公益委員見解を本専門部会の結論として、このあと開催される本審に報告し、本審の場で採決したいと思います。

事務局から、本審への報告文案を配付して読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

本審への報告文案を読み上げます。

(案)

令和7年8月25日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼 木 智 昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 臼 木 智 昭

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名は省略させていただきます。

別 紙 1

秋田県最低賃金

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,031円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年3月31日

以上です。

○臼木部会長

ただ今読み上げた本審への報告文案でよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、これにより本審へ報告することとします。

議題2の「その他」について、委員の皆さまから何かありますか。

特にないので、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

この後、午後5時15分から、向かいの第一会議室で本審を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○臼木部会長

他に皆様、事務局も含めて何かございませんか。

ないので、これにて第4回専門部会を閉会します。

長期間、長時間のご審議どうもありがとうございました。